

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 82

スペシャルレター – アフリカにおける知的財産分野の国際協力

目次

| | |
|-------------------------|----|
| アルジェリア | 4 |
| 中国国家知識産権局 (CNIPA) | 4 |
| フランス産業財産庁 (INPI) | 4 |
| 米国特許商標庁 (USPTO) | 5 |
| 世界知的所有権機関 (WIPO) | 6 |
| ARIPO..... | 6 |
| 中国国家知識産権局 (CNIPA) | 7 |
| 欧州連合知的財産庁 (EUIPO) | 7 |
| 韓国特許庁 (KIPO) | 7 |
| 米国特許商標庁 (USPTO) | 8 |
| 世界知的所有権機関 (WIPO) | 8 |
| WIPO 以外の戦略的パートナー..... | 8 |
| エジプト | 9 |
| 中国国家知識産権局 (CNIPA) | 9 |
| 欧州連合知的財産庁 (EUIPO) | 9 |
| 韓国特許庁 (KIPO) | 9 |
| 米国特許商標庁 (USPTO) | 9 |
| 世界知的所有権機関 (WIPO) | 10 |
| エチオピア | 10 |
| 中国国家知識産権局 (CNIPA) | 10 |
| 欧州特許庁 (EPO) | 11 |
| 世界知的所有権機関 (WIPO) | 11 |
| ガーナ | 11 |
| ARIPO..... | 11 |
| 世界知的所有権機関 (WIPO) | 11 |

| | |
|--|----|
| ケニア | 12 |
| 米国特許商標庁 (USPTO) | 12 |
| 世界知的的所有権機関 (WIPO) | 13 |
| モロッコ | 13 |
| 中国国家知識産権局 (CNIPA) | 13 |
| 欧州特許庁 (EPO) | 13 |
| フランス産業財産庁 (INPI) | 14 |
| 米国特許商標庁 (USPTO) | 14 |
| 世界知的的所有権機関 (WIPO) | 15 |
| ナイジェリア | 15 |
| 英国知的財産庁 (UKIPO) | 15 |
| 米国特許商標庁 (USPTO) | 15 |
| 世界知的的所有権機関 (WIPO) | 16 |
| OAPI | 17 |
| 中国国家知識産権局 (CNIPA) | 17 |
| フランス産業財産庁 (INPI) | 17 |
| 韓国特許庁 (KIPO) | 18 |
| 米国特許商標庁 (USPTO) | 18 |
| 世界知的的所有権機関 (WIPO) (および ARIPO) | 18 |
| 南アフリカ | 18 |
| 中国国家知識産権局 (CNIPA) | 19 |
| 欧州特許庁 (EPO) および欧州連合知的財産庁 (EUIPO) | 19 |
| 日本国特許庁 (JPO) | 19 |
| 英国知的財産庁 (UKIPO) | 19 |
| 米国特許商標庁 (USPTO) | 20 |
| 世界知的的所有権機関 (WIPO) | 20 |
| タンザニア | 21 |
| 欧州特許庁 (EPO) および ARIPO | 21 |
| 韓国特許庁 (KIPO) | 21 |

| | |
|------------------------|----|
| 世界知的所有権機関（WIPO） | 22 |
| チュニジア | 22 |
| 欧州連合知的財産庁（EUIPO） | 23 |
| フランス産業財産庁（INPI） | 23 |
| 韓国特許庁（KIPO） | 23 |
| 英国知的財産庁（UKIPO） | 23 |
| 米国特許商標庁（USPTO） | 24 |
| 世界知的所有権機関（WIPO） | 24 |
| ジンバブエ | 25 |
| 中国国家知識産権局（CNIPA） | 25 |
| 世界知的所有権機関（WIPO） | 25 |
| 結論 | 25 |

はじめに

本報告書は、知的財産権（以下「知財」と略す場合がある）の分野において、アフリカの多くの国や地域（アルジェリア、ARIPO、エジプト、エチオピア、ガーナ、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、OAPI、南アフリカ、タンザニア、チュニジア、ジンバブエ）の知的財産当局と、主要な国際的知的財産当局の間に存在する協力関係の性格を考察するものである。

アルジェリア

我々は、アルジェリアと以下の国および/または団体との協力関係を示す証拠を確認することができた。

中国国家知識産権局（CNIPA）

2014 年の報告によれば¹、アルジェリアと中国は「著作権に関する覚書」（Memorandum of Understanding on Copyright）を取り交わしている。アルジェリア側を代表して覚書に署名したのは国家著作権・著作隣接権局（National Office of Copyright and Neighbouring Rights ; ONDA）、中国側の代表は中国国家版權局（National Copyright Administration of China ; NCAC）である。

フランス産業財産庁（INPI）

アルジェリアの知的財産に関してフランス産業財産庁（INPI）が 2022 年に作成した報告書²が存在する。

この報告書の記述によれば、アルジェリアは知的財産権保護のための適切な法制度を有しているにも関わらず、同国には模倣品が蔓延している。外国の投資家が同国への投資をためらうのは、そのような理由によるのかもしれない。とはいえアルジェリアの当局は模倣品問題を認識しており、現状を改善するために幾つもの措置がとられている。

2021 年度版グローバル・イノベーション・インデックス（Global Innovation Index）の格付けでは、アルジェリアは 132 か国中 120 位に位置している、と同報告書は述べている。その記述によれば、同国には官僚主義的な煩瑣な手続や規制が存在し、それがビジネス環境を複雑にしているという。その他にも、研究施設と大学や実業界との間に信頼関係や情報交換が存在しない等の問題がある。

報告書はさらに続けて、これらの問題に対処するため、INPI は 2011 年以来、アルジェリア国内の 53 か所に設立された技術・イノベーション支援センター（CATI）を試験的に運用している。こ

¹ <https://allafrica.com/stories/201409292391.html>

² <https://www.inpi.fr/sites/default/files/Fiche%20PI%20Algerie%202022.pdf>

の試み WIPO との協力によって実現された。CATI は、本来の業務と並行して、産業財産権の重要性に関する啓発活動も行っている。

米国特許商標庁 (USPTO)

代表団の派遣³

2016 年、アルジェリアの知財専門家から成る代表団が米国に派遣され、USPTO の代表との会合を行った。

科学技術協力協定

米国とアルジェリアとの間では、「地球科学における科学的・技術的協力に関する覚書」⁴ (Memorandum of Understanding Concerning Scientific and Technical Cooperation in the Earth Sciences) と呼ばれる 1 件の協定が締結されている。

この協定の付属書 I のタイトルは「**知的財産**」となっており、そこには以下のような記述が含まれている。

当事者双方は、本覚書および関連のプロジェクト付属書に基づき創造または提供された知的財産の適正かつ効果的な保護を保証するものとする。当事者双方は、本覚書に基づく発明もしくは著作権の発生を適時的に相手方に通知し、それらの知的財産に関する保護を適時的に求めることに同意する。前記の知的財産に関する権利は、本付属書の規定に従って分配されるものとする。

貿易および投資に関する二国間の関係に関する協定

別の協定もある。「貿易および投資に関わる関係の発展に関する米国政府—アルジェリア民主人民共和国間の協定」 (Agreement between The Government of The United States of America and The Government of The People's Democratic Republic of Algeria Concerning the Development of Trade and Investment Relations) である。この協定の第 11 条は以下のように謳っている。

「知的財産権および知的財産権に関する条約の締約国に対する適正かつ効果的な保護を提供し、知的財産権に関する条約を遵守することの重要性を認識する」⁵

スペシャル 301 条報告書⁶

米国通商代表部が発行した 2022 年度版の「スペシャル 301 条報告書」では、アルジェリアを含む多くの国が取り上げられている。アルジェリアは「優先監視国」 (Watch List) に含まれており、知的財産の分野で改善が見られるがまだ懸念が存在する国とされている。

³ <https://cldp.doc.gov/programs/cldp-in-action/cldp-conducts-us-study-tour-innovation-ecosystems-in-algeria>

⁴ <https://2009-2017.state.gov/s/l/treaty/tias/2000/125773.htm>

⁵ <https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/2515/download>

⁶ <https://ustr.gov/sites/default/files/IssueAreas/IP/2022%20Special%20301%20Report.pdf>

世界知的所有権機関（WIPO）

WIPO および国際機関

商標・意匠及び地理的表示の法律に関する常設委員会⁷

アルジェリアは WTO に加盟していないが、商標・意匠及び地理的表示の法律に関する常設委員会（Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications）のメンバーとなっている。この立場は、多数の加盟国とともに公開討論の場で一定の事項に関する自国の見解を表明する機会をアルジェリアに与えている。

技術・イノベーション支援センター（CATI）⁸

技術・イノベーション支援センター（Centers D'Appui A LA Technologie et a L'Innovation ; CATI）と呼ばれる施設および研修（支援センター）を提供するという WIPO の構想が存在する。

アルジェリア産業財産庁（INAPI） The（INAPI）⁹

アルジェリア産業財産庁（Algerian National Institute of Industrial Property ; INAPI）は、WIPO および「再生エネルギーとエネルギー効率に関する国家委員会」（National Commission for Renewable Energies and Energy Efficiency ; CEREFÉ）との共催により、「*Energy recovery from waste and price of 'green innovation'*」（廃棄物からのエネルギー回収と「グリーン・イノベーション」の代価）と題されたイベントを開催した。このイベントの目的は、国・地域の知的財産庁によるグリーン・プロジェクトを発表することである。このプロジェクトは、新たなグリーン技術によるソリューションの開発を活性化することを目指している。

WIPO 技術支援データベース¹⁰

このデータベースは、WIPO が一定の国々のために運営しているセミナー/学習会の国別の実施記録である。この記録には、過去数年間にアルジェリアで開催された知財関連のイベントが示されている。

アルジェリアの学術団体のための知財ライセンスに関するワークショップ

2022 年 9 月 20・21 の両日、学界向けの知財ライセンスに関する 2 日間の研修¹¹がアルジェリアで開催された。

ARIPO

我々は、ARIPO と以下の国および/または団体との協力関係を示す証拠を確認することができた。

⁷ https://www.wipo.int/edocs/mdocs/sct/fr/sct_15/sct_15_5_prov_2.pdf

⁸ <http://e-services.inapi.org/SITE/FICHIERS/Document.14.pdf>

⁹ <http://e-services.inapi.org/SITE/?Rub=Details-actualite&Aid=70>

¹⁰ <https://www.wipo.int/tad/en/activitysearchresult.jsp?bcntry=DZ>

¹¹ <https://etisc.wipo.int/news/ip-licensing-academic-institutions-algeria-workshop>

中国国家知識産権局（CNIPA）

2017年7月24日から同月28日にかけて中国広東省で開催された「*China-Africa High-Level Seminar on Intellectual Property System and Policies*」（*知財制度および知財政策に関する中国—アフリカ高官セミナー*）に先立ち、中華人民共和国国家知識産権局（当時の略称は SIPO。同局の英語名の変更に伴い、現在の略称は CNIPA に変更）はアフリカ広域知的財産機関（African Regional Intellectual Property Organization ; ARIPO）を同セミナーに招待した。このセミナーには ARIPO 加盟国の知財庁長官と ARIPO 事務局職員が出席した。

ARIPO と SIPO の間で交わされた覚書に基づく協力分野の一つである 2 者間のデータ交換を実現するため、補足的な合意（特許審査ハイウェイ合意）が 2017 年 10 月 2 日付で締結された。¹²

欧州連合知的財産庁（EUIPO）

欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office ; EUIPO）は、ARIPO 加盟国の職員による研修ツアーの便宜を図るとともに、ARIPO の能力の構築と向上を支援してきた。また、EUIPO は ARIPO の使用に供するため、以下に挙げるようなオンラインツールを提供している：*TMClass, DesignClass, Quality, User Satisfaction Survey and Forecasting*.¹³

2021 年 3 月 11 日、ARIPO 長官の Bemanya Twebaze 氏は、EUIPO の事務局長 Christian Archambeau 氏とバーチャル会議¹⁴を行い、両者の活動の現状と、2 者間の協力推進のための次のステップについて話し合った。

韓国特許庁（KIPO）

ARIPO は視察研修のために韓国特許庁（Korea Industrial Property Office ; KIPO）および韓国国家情報院（National Computing and Information Agency ; NCIA）を訪問した。KIPO の視察で主眼となったのは、韓国の知財行政、情報技術の現状、特許調査および国内の関係機関とのネットワークである。他方、NCIA の視察では、NCIA が開発した最新の製品のデモンストレーションと韓国の社会経済的成長と発展に対する当該製品の寄与に関心が寄せられた。

脚注 15 のサイト¹⁵は、KIPO と ARIPO/ZIPO の間で展開されているプロジェクトについて述べている。このプロジェクトは、ARIPO と ZIPO の情報通信技術インフラの発展を目指すものである。

脚注 16 のサイト¹⁶は、KIPO が取り組んでいる ARIPO の自動特許情報システムの開発に関するものである。

¹² <https://www.aripo.org/aripo-at-the-china-africa-high-level-seminar-on-intellectual-property-system-and-policies/>

¹³ <https://www.mondaq.com/southafrica/trademark/1065280/aripo-collaborations-with-the-euipo-and-uspto>

¹⁴ <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/-/news/euipo-aripo-virtual-heads-meeting>

¹⁵ <http://www.businessdaily.co.zw/index-id-national-zk-33557.html>

¹⁶ <https://www.koreaherald.com/common/newsprint.php?ud=20110929000574>

米国特許商標庁（USPTO）

2016年9月19日から同月23日にかけて、ARIPO加盟国の代表は米国ヴァージニア州アレクサンドリアに所在するUSPTOを訪問した。

ARIPOアカデミーのトップがUSPTOのグローバル知的財産アカデミー（Global Intellectual Property Academy；GIPA）を訪れ、両方の組織を比較分析することが今回の訪問の趣旨である。この訪問は、ARIPO加盟国における能力の構築・向上を目指すより良い調整方法について協議するために推進された。¹⁷

ARIPOはUSPTOと協力して、ARIPO加入地域のためのウェビナーを配信している。これらのウェビナーは、新型コロナウイルスのせいで加盟国を対象とした研修に生じた混乱に対処すべく導入されたARIPOのeラーニング・サービスに基づいて開発されたものである。2020～2021年に配信された一連のウェビナーは、USPTOやARIPO加盟国から派遣された講師を始めとする米国・アフリカの専門家によって実施されている。¹⁸

世界知的所有権機関（WIPO）

ARIPOは、WIPOとの連携によって多くの活動を組織している。ARIPO加盟国における能力の構築や移動セミナーの開催等である。

中でも注目すべきは、「著作権および著作隣接権に関するシンポジウム；アフリカにおける著作権・著作隣接権制度の構築」の開催である。このシンポジウムは2017年7月5日から同月7日にかけて、WIPOとの連携によってハラレ（ジンバブエ）のARIPO本部で開催された。

ARIPOとWIPOは近い将来に公開予定の「アフリカの大学及び研究開発機関による知財制度の有効利用のための知的財産政策及び知財戦略に関するガイドライン」の開発プロジェクトを共同で委託している。¹⁹

WIPO以外の戦略的パートナー

ARIPOは以下のようなパートナーとの協定に署名している。

- アフリカ知的財産機関（OAPI）
- IP オーストラリア
- メキシコ産業財産庁（IMPI Mexico）
- メキシコ国家著作権局（INDAUTOR）
- 中国国家工商行政管理総局（SAIC）および中国国家知識産権局（SIPO）
- ノルウェー著作権開発協会（NORCODE）

¹⁷ <https://www.aripo.org/forty-fourth-session-of-the-administrative-council-of-aripo/>

¹⁸ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2020/08/ARIPO@40.pdf>

¹⁹ <https://www.ip-watch.org/weblog/wp-content/uploads/2017/11/ARIPO-Admin.-Council-Compiled-Working-Documents-Nov-2017.pdf>

- 欧州連合知的財産庁（EUIPO）
- 米国特許商標庁（USPTO）
- ダルエスサラーム大学（タンザニア連合共和国）
- フランス種苗協会（GNIS）
- ケニア工業所有権裁判所
- ブラジル産業財産庁（INPI）

エジプト

我々は、エジプトと以下の国および/または国際的な知財団体との協力関係を示す証拠を確認することができた。

中国国家知識産権局（CNIPA）

CNIPAは特許審査ハイウェイ（PPH）に関する協力ネットワークを拡張し続けており、中国ーエジプト間の PPH 施行プログラムも正式に発足している。²⁰

欧州連合知的財産庁（EUIPO）

EU の途上国向け技術連携プロジェクトである「ツイニング・プロジェクト」は、エジプト特許庁（Egyptian Patent Office；EGPO）に対する支援と同庁の能力向上を謳っている。²¹

韓国特許庁（KIPO）

韓国特許庁（KIPO）とエジプト特許庁（EGPO）の間で、双方の協力に関する話し合いが 2017 年に行われた。²²

KIPO は大韓民国企画財政部（Ministry of Strategy and Finance）その他の関係機関と連携し、2017 年 4 月に特許自動化の協力関係に関するエジプト特許庁との覚書に署名した。この覚書に基づき、KIPO は、特許行政自動化システムのセットアップと拡張に関するコンサルティングサービスを提供するとともに、KIPO ネットの開発と運用に関する経験を共有することになっている²³。

米国特許商標庁（USPTO）

貿易に関する協力

米国とエジプトの二国間で設立された貿易・投資促進協議会（Trade and Investment Council）の下で、2017 年 12 月 5 日に両国の官僚たちが会合を実施した。この会合の場で、両国の官僚たちは

²⁰ https://www.wipo.int/export/sites/www/scp/en/meetings/session_30/comments_received/egypt.pdf

²¹ <https://e-trips.wto.org/En/TechnicalCooperationActivitiesNotifications/View/1001151>

²² <https://en.yna.co.kr/view/PYH20170228285400341>

²³ <https://meobserver.org/patents-and-intellectual-property/>

二国間の貿易に関わる未解決の問題（市場アクセス、規格、労働、知的財産保護等に関する問題を含む）に協力して対処することに合意した。²⁴

エジプトがデジタル時代の知的財産権エンフォースメントに関する広域会議を主催——2018年11月6日²⁵

この会議を主催したのは、エジプト知的財産・情報技術センター（Egyptian Center for Intellectual Property and Information Technology；ECIPIT）、情報技術産業開発庁（Information Technology Industry Development Agency；ITIDA）、米国特許商標庁（USPTO）、グローバル知的財産アカデミー（GIPA）および世界知的所有権機関（WIPO）である。

世界知的所有権機関（WIPO）

WIPOの技術支援データベースを調べると、2009～2022年の期間にエジプトに関わる重要な活動を見ることができる。²⁶

2022年9月30日付の投稿記事によれば、WIPOアカデミーがエジプトの司法関係者300人を対象として知的財産に関する研修を実施している。²⁷

エチオピア

我々は、エチオピアと以下の国および/または国際的な知財団体との協力関係を示す証拠を確認することができた。

中国国家知識産権局（CNIPA）

作業計画

2014年に投稿された記事によれば、CNIPA（当時の略称はSIPO）はいくつかの知財行政当局との「作業計画」（*work plan*）に署名しているが、その中にエチオピアの当局であるエチオピア知的財産局（Ethiopian Intellectual Property Office；EIPO）が含まれている。²⁸

研修

中国の一带一路戦略の一環として、CNIPAは各国の知財行政当局との友好的連携というアプローチを採用し、知的財産に関する研修を提供している。この構想の一部として、前記の研修がエチオピアにおいても実施されている。

²⁴ <https://eg.usembassy.gov/united-states-egypt-agree-trade-cooperation/>

²⁵ https://mcit.gov.eg/en/Media_Center/Latest_News/News/609

²⁶ <https://www.wipo.int/tad/en/activitysearchresult.jsp?vcntry=EG>

²⁷ https://www.wipo.int/academy/en/news/2022/news_0037.html

²⁸ <https://english.cnipa.gov.cn/2017-10/20171026184546329932.pdf>

欧州特許庁（EPO）

欧州特許庁（European Patent Office；EPO）と EIPO は、エチオピアの特許制度改革（特に出願の処理と審査に関する制度の改善）を目指す「2 か年作業計画」（Biennial Work Plan）を取り交わしている。その際に特許認証協定に関する話し合いも併せて行われた。この認証協定が締結されれば、EPO が付与した特許がエチオピアでも認証されることになる。²⁹

世界知的所有権機関（WIPO）

エチオピアのための新たなオンライン商標出願制度

2018 年 12 月 21 日、EIPO は世界知的所有権機関の協力を得てオンライン商標出願システムを導入した。この新システムは、エチオピアの知的財産制度のインフラ近代化を目指す EIPO と WIPO の協定の成果である。³⁰

ガーナ

我々は、ガーナと以下の国および/または国際的な知財団体との協力関係を示す証拠を確認することができた。

ARIPO

知的財産に関する修士課程の新設³¹

2018 年 8 月 28 日、ARIPO はガーナ知的財産庁（Ghana Intellectual Property Office）と連携して、同国の都市クマシ（Kumasi）に所在するクワム・クルーマ科学技術大学（Nkrumah University of Science & Technology）に新たな修士課程の講座を開設した。

世界知的所有権機関（WIPO）

知的財産戦略文書に関する WIPO との協力関係

2019 年 10 月 9 日に実施された WIPO の会合に出席したガーナ代表は、同国の国家知財政策文書の作成に支援を提供した WIPO に対し感謝の意を表明した。この政策文書はガーナの家知財戦略に合致したものとなっている。

この際の感謝の声明は、現在スイス政府によって遂行されている「スイスーガーナ知財プロジェクト」（Swiss-Ghana IP Project）の第 II 段階に基づきスイス政府が提供した支援にも言及している。

²⁹ https://www.adams.africa/wp-content/uploads/2021/08/AFRICA_UPDATE-2020.pdf

³⁰ <https://eipo.gov.et/office-launches-online-trademark-filing-system/>

³¹ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:IP/C/W644R1A4.pdf&Open=True>

声明の最後は、WIPO の信託基金「ジャパン・トラスト・ファンド」(Japan Funds in Trust) に対する謝辞で締めくくられた。アフリカ（特にガーナ）において実施可能なブランド形成に関するプロジェクトを見極めるにあたり、同基金が支援を提供したからである。³²

ケニア

我々は、ケニアと以下の国および/または国際的な知財団体との協力関係を示す証拠を確認することができた。

米国特許商標庁 (USPTO)

知的財産制度の刷新

国際商標協会 (INTA) の報告書³³によれば、ケニアは自国の知的財産制度の刷新を予定しているという。これに対し、米国は自由貿易協定 (FTA) の一環として技術的支援その他の支援をケニアに提供する予定だという。米国の支援には、特に以下のようなものが含まれることになるだろう。

- オンラインとオフラインの両方で模倣品取締の取組強化を推進する。
- すべての利害関係者による情報の共有を推進する。
- 模倣品の取引ルートマップ作成と模倣品摘発のためのより強力な手段の提唱。
- 国境に配備される法執行職員を対象としたブランド識別訓練を実施し、国境を通過する商品の押収を推進する。
- 模倣行為、著作権侵害その他の知的財産犯罪を取り締まる上で拠点となる知的財産権センターの設立を支援する。このような形の支援には、ケニア国内の様々な行政機関の関与が必要になるだろうし、ケニアと世界の他の国々との協力も要求されるだろう。

ワークショップ

公的機関を対象とした知財に関するワークショップが 2011 年 5 月 24 日に開催された。³⁴—このワークショップは、ケニア産業財産権期間 (KIPI)、USPTO、WIPO の共催という形をとっている。

セミナー

知的財産管理と技術の商業化におけるイノベーションを主題として 2011 年に実施された地域セミナーとワークショップに関する報告書がある。³⁵このセミナーには WIPO、KIPI、USPTO が関与している。

³² https://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/a_59/a_59_stmt_ghana.pdf

³³ <https://www.inta.org/wp-content/uploads/public-files/advocacy/committee-reports/INTA-US-Kenya-Comment-4.28.20.pdf>

³⁴ <https://www.uaipit.com/en/congresse-record?/641>

³⁵ <https://news.mak.ac.ug/wp-content/uploads/2011/05/ReportRegSemOnIPMgtTechMay2011.pdf>

世界知的所有権機関（WIPO）

協力協定

特許情報に関する WIPO-KIPI 間の協力協定が 2009 年 9 月 22 日付で締結されている。³⁶

この協定は、WIPO と発展途上国の知財庁の間で締結された一連の協力協定の一つであり、特許情報の利用性の向上を目指している。これらの協力協定は、本質的には、国内の特許文献へのアクセスと普及について定めたものである。この協定に基づき、WIPO は、WIPO のサービス「PATENTSCOPE」を通じた特許文献のデジタル化と配信に関する技術的支援を KIPI に提供することに同意している。

田園地帯で籠の制作に従事している女性労働者の間に知的財産に対する認識を定着させ、これら労働者の活動を保護し、生産された製品のブランド化や販促を支援することを目的として、2016 年 8 月、KIPI、WIPO、日本国特許庁および日本国際協力機構による協力関係が成立した。³⁷

WIPO の技術支援データベースに収録されているケニアに関する情報（2008～2022 年）を参照されたい。³⁸

モロッコ

我々は、モロッコと以下の国および/または国際的な知財団体との協力関係を示す証拠を確認することができた。

中国国家知識産権局（CNIPA）

2018 年、CNIPA の申長雨（Shen Changyu）局長がモロッコと OAPI を歴訪し、審査業務のワークショップに関する協定を取り交わすとともに、モロッコ産業財産権庁（Moroccan Office of Industrial and Commercial Property；OMPIC）との 2 局間協力作業計画に署名した。³⁹

欧州特許庁（EPO）

EPO の António Campinos 長官と OMPIC を率いる Abdelaziz Babqiqi 氏がオンラインで初めて会談したのは 2021 年 9 月 22 日のことである。これにより、2 つの当局間の協力関係に新たな章が開かれた。

この時のトップ会談では、EPO-OMPIC 間の特許認証協定の見直しが行われた。この協定は、EPO の史上初の認証協定として 2015 年 3 月 1 日付で締結されたものである。

³⁶ https://www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2009/article_0037.html

³⁷ https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2016/04/article_0007.html

³⁸ <https://www.wipo.int/tad/en/activitysearchresult.jsp?vcntry=KE>

³⁹ <https://english.cnipa.gov.cn/2018-06/20180629152327589013.pdf>

2020年、前記の認証協定により、EPOが付与した欧州特許およそ400件がモロッコ国内で認証された。このような認証制度は、欧州特許の出願人が欧州特許条約に加入していない国において特許保護を享受するための、簡単で費用効果の高い方法を提供している。⁴⁰

上記のトップ会談が行われた2021年9月22日、EPOとOMPICは1通の覚書に署名した。⁴¹

特許情報の分野では2件の重要な覚書が取り交わされている。そのうちの一つは、EPO、OMPICおよびWIPOの3者による共同プロジェクトに関するもので、アラビア語で記述された特許情報の収集と提供について定めている。⁴²

フランス産業財産庁 (INPI)

OMPICとINPIの共同プロジェクトには、以下のようなものが含まれる。⁴³

- 水際対策に関して、モロッコ税関の職員と世界税関機構 (World Customs Organization) との会議を実施する。
- モロッコの都市タンジェにおいて国家模倣品取締委員会の会議を開催する (2009年)。
- 模倣品取締に関する論文をOMPICの公報上で公開する。

米国特許商標庁 (USPTO)

協力関係

USPTO職員とモロッコの知的財産権登録機関であるOMPICの職員は、2013年11月19日から22日にかけて、協力関係の確立を目的とする会議を開催した。

2014年(5月27~30日)、モロッコは、米国ヴァージニア州アレクサンドリアで開催されたUSPTOのイベントに参加した。このイベントは、モロッコの司法および検察を主題として行われたものだという。

2014年1月に実施された特許審査ハイウェイ (PPH) に関する催しの参加者リストにも、モロッコの名が挙げられている。⁴⁴

⁴⁰<https://pibd.inpi.fr/sites/default/files/2022-01/INPI%20LAW%20JOURNAL%20%231%20January%202022.pdf>

⁴¹<https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210922.html>

⁴²https://www.epo.org/modules/epoweb/acdocument/epoweb2/67/en/CA-88-12_en.pdf

⁴³<http://www.ompic.ma/en/respect-droit/institutional-framework>

⁴⁴<https://www.maxhamfirm.com/patent-prosecution-highway/>

世界知的所有権機関（WIPO）

モロッコを訪問した WIPO の専門家代表団が作成した技術移転と知的財産の商業化に関する報告書が存在している。⁴⁵

ナイジェリア

我々は、ナイジェリアと以下の国および/または国際的な知財団体との協力関係を示す証拠を確認することができた。

英国知的財産庁（UKIPO）

UKIPO がナイジェリアとの国際的な紐帯を構築——2011 年

英国知的財産庁（Intellectual Property Office ; UKIPO）とナイジェリア連邦共和国のナイジェリア著作権委員会（Nigerian Copyright Commission ; NCC）は、2011 年 9 月 5 日付で、著作権に関する協力体制を定めた覚書に署名した。この覚書の有効期間は 5 年とされており、当事者の一方が覚書を解消しない限り、その終了時にさらに 5 年の期間につき自動的に更新される。

この覚書の署名は、知的財産および成長の見直しに関する報告書「ハーグリーブス・レビュー」（Hargreaves Review）を受けて行われたものである。報告書は、英国は知的財産に関する国際的利益の追求を継続すべきであると強調していた。知的財産担当相の Wilcox 男爵夫人は以下のように述べている。

「英国とナイジェリアの両国に実効性のある著作権法が存在することは、両国のクリエイティブ産業の将来的な成長にとって不可欠である。企業が国際市場において繁栄を謳歌するためには、他の国々の知的財産制度に対する信頼が企業側になければならない。今回の協定は、情報共有の機会を創出するだけでなく、英国とナイジェリアの両国において教育訓練や発展の機会を生み出すものでもある。」⁴⁶

米国特許商標庁（USPTO）

米国—ナイジェリア間の二国間協定——2000 年 2 月 16 日

この協定は、貿易関係および投資関係の発展に関係するものである。その第 6 条は以下のように規定している。

⁴⁵ <https://www.wipo.int/tad/en/activitydetails.jsp?id=16808>

⁴⁶ <https://www.gov.uk/government/news/ipo-builds-international-links-with-nigeria>

二国間の貿易と投資をさらに発展させ、商品および役務の取引に安定的な拡大をもたらすことを目的として、当事者双方は、貿易、課税、**知的財産**、労働、技術移転、技術協力、投資問題に関して新たな協定を締結することが望ましいか否かを検討することとする。⁴⁷

知的財産に関わる政府職員の研修——2017年

米国は、米国特許商標庁（USPTO）のグローバル知的財産アカデミーおよび米国商務省の「商事法発展プログラム」（Commercial Law Development Program）が提供する各種の研修プログラムを通じて、知的財産に関わるナイジェリアの政府職員に対する研修を実施している。これらの研修は、米国－ナイジェリア間で締結された「貿易投資枠協定」（Trade and Investment Framework Agreement）に基づいて提供されている⁴⁸

US ミッション・ナイジェリア——模倣医薬品および著作権侵害に関するシンポジウム（2019年）

US ミッション・ナイジェリア（US Mission Nigeria）は、2019年に知的財産に関する初のシンポジウムを開催した。このシンポジウムのテーマは「模倣医薬品と著作権侵害」であった。2019年のシンポジウムでは米国大使館の資金提供によるオリジナル映画「Fishbone」のプレミア上映が行われた。

この映画は模倣医薬品の危険性について観客を啓発する作品であり、フランス語圏のアフリカ諸国の知財関係者に配慮してフランス語の吹き替え版が上映された。

US ミッション・ナイジェリア——「知的財産と青少年：より良い未来のための技術革新」をテーマとしたシンポジウム（2022年）

US ミッション・ナイジェリアは、米国経済協議会（American Business Council）の協力を得て、知的財産（知財）に関するシンポジウムの第2弾を主催した。今回のシンポジウムのテーマは「知的財産と青少年：より良い未来のための技術革新」で、2022年の「世界知的財産の日」に合わせて開催された。

2日間にわたるシンポジウムでは、ナイジェリアの知的財産権保護の枠組みに関係する主だった利害関係者が一同に会する形となり、参加者の中には娯楽産業やクリエイティブ産業に従事する大手企業も含まれていた。

世界知的所有権機関（WIPO）

WIPO のワークショップ

2022年9月13日から同月15日にかけて、ナイジェリア政府はWIPOの協力で開催されたワークショップに出席した。このワークショップは「国家知的財産政策および知財戦略」（*National*

⁴⁷ https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/tifa/asset_upload_file172_7727.pdf

⁴⁸ <https://iccwbo.org/content/uploads/sites/3/2017/01/Promoting-and-Protecting-Intellectual-Property-in-Nigeria.pdf>

Intellectual Property Policy and Strategy) の草案の認証に関するものであり、国家的な知財政策の策定に対する従来以上に真摯な政府の姿勢を印象づけるものとなった。^{49 50}

OAPI

我々は、OAPI と以下の国および/または国際的な知財団体との協力関係を示す証拠を確認することができた。

中国国家知識産権局 (CNIPA)

2018 年 – OAPI 長官および OAPI 加盟国 17 か国の代表が CNIPA の知財セミナーに出席。⁵¹

2019 年 – CNIPA の代表団が WIPO 本部において OAPI 長官と会談。⁵²

2020 年 – CNIPA 主催のセミナーに OAPI の代表 38 名が出席。⁵³

2020 年 – 2020/2021 年度の CNIPA – OAPI 間の作業計画書の署名。⁵⁴

フランス産業財産庁 (INPI)

2012 年 3 月 25～26 日、フランス産業財産庁 (INPI) の長官が実務訪問として OAPI を訪れた。3 月 26 日には OAPI と INPI が主宰する模倣医薬品に関するウェビナーが予定されており、高度な知識を持つ専門家数名が参加した。⁵⁵

第 17 回 OAPI – INPI 合同委員会 – INPI と OAPI の実務ミーティング (2022 年 3 月 30 日)⁵⁶

OAPI 長官は、技術・テクノロジーの革新や特許エンジニアの研修に資金を提供するための適切な機構を設立すると発表した。特許技術者の研修は、アフリカのフランス語圏においては初の試みとなる。この試みの背景には、特許の保護と利用の分野において高度なスキルを有する人材に対する需要が逼迫していることに対応しようという意図がある。2023 年 1 月から OAPI でも実体審査が導入されたことを考えれば、これはタイムリーな試みと言える。

⁴⁹ <https://www.worldtrademarkreview.com/article/the-need-national-ip-policy-and-strategy-in-nigeria>

⁵⁰ <https://www.wipo.int/tad/en/activitysearchresult.jsp>

⁵¹ https://english.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=143064&colID=2076

⁵² http://oapi.int/index.php/en/oapi/ORGANIZATION/structures-nationales-de-liaison/item/472-l-oapi-a-geneve-un-a-brterm-OAPI-and-CNIPA-signed_genda-charge-pour-le-directeur-general

⁵³ https://english.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=160157&colID=2630

⁵⁴ <http://www.oapi.int/index.php/en/propriete-intellectuelle/concept-de-la-pi/item/507-la-reunion-des-ministres-du-conseil-d-administration-de-l-oapi-s-est-ouverte>

⁵⁵ <http://www.oapi.int/index.php/en/oapi/ORGANIZATION/organigramme/item/598-cooperation-internationale-le-directeur-general-de-l-inpi-de-france-en-visite-de-travail-a-l-oapi>

⁵⁶ <http://www.oapi.int/index.php/fr/oapi/presentation/etats-membres/item/700-les-dg-de-l%E2%80%99oapi-et-de-l%E2%80%99inpi-%C3%A9changent-%C3%A0-paris>

韓国特許庁 (KIPO)

2015年－2015年6月9～11日に韓国テジョン市（大田市）で開催された、国家知的財産政策の策定と実施に関する広域セミナーに OAPI が参加。この会合は、世界知的所有権機関（WIPO）と韓国国際知識財産研修院（IIPTI）が韓国特許庁（KIPO）との連携により開催したものである。⁵⁷

2019年－2019年7月3日、企業のための知的資産管理に関する上級コース（DL50）の対面式講座が OAPI の大講義室にて開講。大韓民国政府は韓国特許庁（KIPO）を通じて、OAPI と WIPO の協力の下に、経済部門で活動する人々に知財に関する新たなスキルを提供するため、自国のノウハウを結集して今回の講座を設立した。⁵⁸

2019年－企業のサービスに関わる知財に対する資産管理の改善を目指す広域的な研修講座（D15）が、2019年7月3日から同月5日にかけて、ヤウンデにある OAPI の大講義室にて実施された。この研修は、経済部門で活動する人々に知財に関する新たなスキルを提供することを目的として、韓国特許庁（KIPO）、世界知的所有権機関（WIPO）、OAPI および韓国発明振興協会（KIPA）の四者による共催という形で開催された。⁵⁹

米国特許商標庁 (USPTO)

特に OAPI 加盟国を対象とする技術支援の催しが以下の日程で開催された。⁶⁰

- 2017年9月26日にダカール（セネガル）において開催
- 2018年8月7日および9日にアクラ（ガーナ）において開催

世界知的所有権機関 (WIPO) (および ARIPO)

3つの組織（WIPO、ARIPO および OAPI）の間で覚書⁶¹が、2019年11月6～8日にジンバブエのハラレで開かれた知財関連の会議⁶²の場で取り交わされた。

南アフリカ

我々は、OAPI と以下の国および/または国際的な知財団体との協力関係を示す証拠を確認することができた。以下の情報のほとんどは当事務所の南アフリカ支所から直接入手されたものであるため、参照サイトへのリンクが存在しない場合がある。

⁵⁷ http://www.oapi.int/Ressources/oapimagazine/2015/OAPI_MAG_026_JUILLET_2015.pdf

⁵⁸ <http://oapi.int/index.php/en/oapi/ORGANIZATION/structures-nationales-de-liaison/item/421-formation-des-cadres-africains-l-oapi-beneficie-du-soutien-de-la-coree-du-sud>

⁵⁹ http://www.oapi.int/Ressources/oapimagazine/2019/OAPI_MAG033_OCTOBRE_2019.pdf

⁶⁰ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:IP/C/W647.pdf&Open=True>

⁶¹ https://www.wipo.int/edocs/mdocs/africa/en/wipo_aripo_oapi_inn_hre_19/wipo_aripo_oapi_inn_hre_19_inf_1_prov.pdf

⁶² <https://www.flickr.com/photos/wipo/44982758602>

中国国家知識産権局（CNIPA）

南アフリカの企業・知的財産委員会（Companies and Intellectual Property Commission ; CIPC）は、特許出願の実体的調査および実体審査に関して審査官を教育するに当たって CNIPA と協力して活動している。活動の詳細に関する情報は提供されていない。

欧州特許庁（EPO）および欧州連合知的財産庁（EUIPO）

研修

CIPC は、特許出願の実体的調査および実体審査に関して審査官を訓練するにあたり、EUIPO と協力して活動している。

覚書⁶³

2018 年、CIPC と EPO は協力強化に関する覚書に署名した。

この覚書は、南アフリカの新たな国家知的財産政策に鑑み、南アフリカにおいて特許出願の実体的な調査および実体審査に関する国家的能力を構築することに主眼を置いている。

EPO と CIPC は、調査の実施に当たって互いに協力することで合意し、国家知的財産政策の特許に関係する部分を実行に移すために必要な構造改革と法制改革について、提言と提案を行っていく予定である。

日本国特許庁（JPO）

2019 年 8 月 29 日、日本国特許庁（JPO）は、アフリカの 3 つの知的財産当局（IPO）すなわちケニア、南アフリカ（CIPC）および OAPI との政策対話を実施した。その目的は、知的財産の分野における協力を推進することである。この政策対話において JPO は、「知財インフラの発展に関して（これら 3 つの当局との）総合的な協力関係を強化する」ことを提案した。⁶⁴

アフリカ地域における日本企業の取引機会を拡大することを視野に入れて、JPO-CIPC 間の協力関係の強化は協定によって規定されている。知財インフラの発展に関する具体的な協力分野としては、知的財産分野における人材開発、審査制度の改善、中小企業（SME）支援プログラムに関する知識の共有、情報テクノロジーに関する知識の共有などが挙げられる。

英国知的財産庁（UKIPO）

CIPC は、特許出願の実体的調査および実体審査に関して審査官を訓練するにあたり、UKIPO と協力して活動している。

⁶³ <http://www.chinaipmagazine.com/en/news-show.asp?id=9954>

⁶⁴ https://www.meti.go.jp/english/press/2019/0829_001.html

米国特許商標庁 (USPTO)

特許出願の実体的調査および実体審査に関する審査官の訓練についての協力関係に加え、CIPC 商標部は商標審査官の訓練について USPTO と協力して活動している。

世界知的所有権機関 (WIPO)

2016 年

以下の出来事は報告に値する。

- IPAS システムの技術的機能性と、当該システムが CIPC の要求をサポートする能力を備えているか否かを評価するため、WIPO と CIPC は覚書を取り交わしている。⁶⁵
- CIPC は特許サーチャー20 名を採用し、特許の実体的な調査および実体審査に関する研修を実施している。

2017 年

- 2017 年 10 月 25 日に実施された知財政策案に関する諮問ワークショップ。⁶⁶
- 2017 年 10 月 30 日、上級法執行官を対象とした知財犯罪の捜査と訴追に関する南アフリカの知財研修マニュアルが WIPO/CIPC のワークショップで作成された。⁶⁷
- 国内特許出願書類の作成に関する WIPO のワークショップが 2017 年 11 月 13 日に開催された。⁶⁸
- 知的財産および技術移転に関する WIPO サマースクールが 2017 年 11 月 27 日に南アフリカで実施された。⁶⁹
- 「アフリカの最南端から知財尊重の精神は成長する」というテーマによる国際会議。この種のものとしては史上初となるこの会議は、知的財産（知財）に関する世界的なイベントであり、国際協力を通じてバランスの取れた知財エンフォースメント・システムをサポートするという野心的な目標を追求するため、知財尊重の精神の醸成に関する対話を発展させることを意図して実施されたものである（実施日に関する情報なし）。⁷⁰
- 知的財産権のエンフォースメントに関する研修マニュアル。知財犯罪の捜査と訴追に関する南アフリカの研修マニュアルは、企業・知的財産委員会（CIPC）と WIPO による協働の成果である。⁷¹

2018 年

CIPC と WIPO は知的財産政策を策定している。この政策は政府の国家的優先課題を考慮したものであり、官公庁および国家機関が知財問題について採用する調和のとれたアプローチを提供している。重

⁶⁵ https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/cdip_22/cdip_22_interactive_dialogue_4.pdf

⁶⁶ https://www.gov.za/sites/default/files/gcis_document/201708/draft-intellectual-property-policy.pdf

⁶⁷ https://www.wipo.int/edocs/mdocs/enforcement/en/wipo_cipc_ip_pre_17/wipo_cipc_ip_pre_17_inf_1.pdf

⁶⁸ <https://www.tto.uwc.ac.za/wp-content/uploads/2017/07/2017-WIPO-Summer-School-Communique.pdf>

⁶⁹ <https://www.tto.uwc.ac.za/wp-content/uploads/2017/07/2017-WIPO-Summer-School-Communique.pdf>

⁷⁰ https://www.wipo.int/meetings/en/2018/respectip_africa_conference.html

⁷¹ https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=48686

要な政策の一つに数えられるのは、特許出願に対する実体的調査および実体審査（Substantive Search and Examination；SSE）の導入である。⁷²

タンザニア

我々は、タンザニアと以下の国および/または国際的な知財団体との協力関係を示す証拠を確認することができた。

欧州特許庁（EPO）およびARIPO

研修

ARIPO の「特許審査研修プログラム」（ARIPO Patent Examination Training；ARPET）、AfrIPI、ARIPO および欧州特許庁（EPO）は、相互の連携に基づき、ARIPO 加盟国の特許当局に属する特許審査官のための研修を実施している。

2022年7月11日から同月15日にかけて、ザンジバル（タンザニア）で宿泊研修プログラムが実施され、およそ40人の研修生が参加した。

この研修プログラムの目標は、ARIPO 加盟国の特許審査官の知識や技能を向上させることである。

ARPET プログラムには以下のような主題が盛り込まれている。

- 能力に基づく審査官研修の枠組みとカリキュラム
- 国内出願に関する適時的かつ高品質な調査と審査の実施
- 国際的な手続およびEPOの手続の実施
- 第二国出願に関する実務

韓国特許庁（KIPO）

大韓民国は、信託基金構想（Funds in Trust (FIT) scheme）に基づき、WIPO との間で2件の協力協定を締結し、以下の信託基金を提供している。

- 第1の基金は産業財産関連のプロジェクトを対象としたもので、2004年に韓国特許庁（KIPO）によって設立されている。
- 第2の基金は著作権関連の活動を対象としたもので、韓国文化観光部（Ministry of Culture and Tourism；MCT）によって設立されている。

⁷² https://www.gov.za/sites/default/files/gcis_document/201808/41870gen518_1.pdf

これらの基金は、設立以来、50 の発展途上国および低開発国（LDC）を支援する 28 の活動に提供されている。

KIPO の FIT 協定は、あらゆる地域の LDC の支援に特に重点を置いている。例えば昨年資金提供の対象となったプロジェクトには、タンザニアにおける知財情報センターの設立が含まれている。

73

世界知的所有権機関（WIPO）

低開発国（LDC）という位置付け

タンザニアは低開発国（LDC）に指定されている。⁷⁴

WIPO は、「WIPO 開発アジェンダ構想」（WIPO Development Agenda）に基づく提言に従い、WIPO に加盟している低開発国のための国家的な知財政策・知財戦略・知財開発計画の開発において、次第に積極的な役割を果たすようになってきている。2010 年 10 月、タンザニアは資金援助および技術支援を求めるため、自国の優先的ニーズを示した書簡を WTO/TRIPS 理事会に提出した。

2010 年に優先的ニーズを提出して以来、以下に示すような活動がすでに実施されており、現在進行中の活動もいくつかある。^{75 76}

- 知財立法の見直し。この作業は新たな知財法として結実するはずである。
- 知財に関する啓発プログラムの実施と、それを補足する展示イベント（国際見本市など）への参加。
- タンザニアの国家知財戦略は、WIPO の支援を受けて現在策定中である。
- タンザニアの企業登録・ライセンシング局（Business Registrations and Licensing Agency ; BRELA）によって産業財産自動化システム（Industrial Property Automated System ; IPAS）がインストールされた。しかし、IPAS システムを維持する能力が欠けていることが、同システムの存続可能性を脅かす深刻な脅威となっている。
- 現在、WIPO との協議の中で「タンザニア知的財産諮問サービス・情報センター」（Tanzanian Intellectual Property Advisory Services and Information Centre ; TIPASIC）の在り方が検討されている。
- コーヒーのブランディング戦略が WIPO の協力を得て構築されつつある。

チュニジア

我々は、チュニジアと以下の国および/または国際的な知財団体との協力関係を示す証拠を確認することができた。

⁷³ https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2007/05/article_0007.html

⁷⁴ https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/ldc_overview_08.05.2013_full.pdf

⁷⁵ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q/IP/C/W541A1R1.pdf&Open=True>

⁷⁶ <https://www.wipo.int/tad/en/activitysearchresult.jsp?vcntry=TZ>

欧州連合知的財産庁（EUIPO）

チュニジアの知財庁にあたる標準化・産業財産庁(INNORPI)と欧州連合知的財産庁（EUIPO）による覚書⁷⁷は、2022年11月15日付で署名された。この覚書は、商標・意匠に関わる諸問題や産業財産関連の教育・啓発に関する活動について、INNORPIとEUIPOという2つの当局の協力関係の強化を目指すものである。

これとは別の協定⁷⁸では、協定の当事者であるINNORPIとEPOは、チュニジアの特許制度を育成するために一連の措置を実施することで合意している。これにより、INNORPIの審査官に対してEPOの科学技術文書の作成に関する指導が提供されており、欧州特許アカデミー（European Patent Academy）もチュニジアの知財研修を支援することに同意している。

チュニジアとEPOは特許認証協定を締結しているため、EPOはチュニジア国内における効力を欧州特許に与えていることになる。⁷⁹

フランス産業財産庁（INPI）

チュニジアの国家科学研究振興庁（ANPR）は、INPIとの共催という形で、技術移転局（Technology Transfer Offices）のネットワークに特化した研修プログラム（6回のウェビナーから構成される）を開催している。⁸⁰

韓国特許庁（KIPO）

2011年、KIPOは「韓国－チュニジアの知的財産権教育、韓国の知財政策およびシステム開発」と題されたセミナーを主催した（韓国国際協力団(KOICA)との共同プロジェクト）。⁸¹

英国知的財産庁（UKIPO）

「英国－チュニジア連合協定」（UK-Tunisia Association Agreement）は、国際標準に合致した適切かつ効果的な知財保護を提供するという英国の義務を謳うとともに、知財の諸側面についてチュニジアと協力したいという英国の願望を示している。この協定は、EU－チュニジア連合協定（EU-Tunisia Association Agreements）の関連規定を（適当な変更を加えた上で）導入することにより、前記の目的を実現している。⁸²

⁷⁷ <https://www.innorpi.tn/en/node/427>

⁷⁸ epo.org/news-events/news/2011/20110513.html

⁷⁹ <http://cd-ip.fr/actu-test-2/>

⁸⁰ <http://www.anpr.tn/cycle-de-formations-en-propriete-industrielle/>

⁸¹ https://www.kipo.go.kr/upload/en/download/annualreport_2010.pdf

⁸² https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1010858/uk-tunisia-trade-relationship-parliamentary-report-print.pdf

米国特許商標庁 (USPTO)

2020年4月26日、USPTO職員で中東・北アフリカ地域(MENA)を担当する米国の知財駐在員(IP attaché)を務める Peter Mehravari氏は、「知的財産によるグリーン・イノベーション」(*Green Innovation with Intellectual Property*)と題された講演を行った。⁸³

米国政府とチュニジア政府の間には、貿易関係および投資関係の発展に関する二国間協定が存在している。⁸⁴

この二国間協定に関する記述は、脚注85のリンク先の記事に含まれている。⁸⁵

これとは別に、両国間では「科学技術協力協定」(Agreement on Science and Technology Cooperation)が締結されている。こちらの協定は、重要な研究開発活動に関して、科学データおよび研究成果の交換を円滑化し、知的財産権を保護する仕組みを定めている。この仕組みにより、米国の公的な技術機関と相手方機関および米国の教育・研究機関との間で国際的パートナーシップが確立される。⁸⁶

世界知的所有権機関 (WIPO)

WIPOの「技術支援データベース」を見ると、2009年から今に至るまでチュニジアに関わる活動が常に展開されていることが分かる。直近の活動は団体商標に関するものである。⁸⁷

脚注88のリンク先のサイトは、WIPO、OAPI、EUIPOおよびUSPTOとチュニジアの当局との2者間協定について述べている。⁸⁸

脚注89のリンク先のサイトは、「知財研修機関」(IP Training Institutions ; IPTI)について述べている。こうした機関の一つがチュニジア国内に設立されている。⁸⁹

WIPOアカデミーとINNORPIの間で2010年に設定された協力枠組みの中で、知財の分野における人間の能力開発を目的として「WIPOアカデミー・プロジェクト」(WIPO Academy Project)が企画された。研修プログラムに基づく研修は、前記の協力枠組みに基づきWIPOアカデミーによって提供され、2015年に終了している。⁹⁰

⁸³ <https://jamaity.org/event/green-innovation-with-intellectual-property/>

⁸⁴ https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/tifa/asset_upload_file459_9936.pdf

⁸⁵ <https://tn.usembassy.gov/joint-statement-u-s-tunisia-trade-investment-council/>

⁸⁶ <https://tn.usembassy.gov/signing-of-agreement-on-science-and-technology-cooperation-and-announcement-of-5-5-million-in-new-scholarships-and-educational-exchange-programs/>

⁸⁷ <https://www.wipo.int/tad/en/activitysearchresult.jsp?vcntry=TN>

⁸⁸ <https://www.innorpi.tn/fr/cooperation-internationale>

⁸⁹ https://www.wipo.int/academy/en/training_institutions.html

⁹⁰ [National Academy of Intellectual Property - INNORPI \(WIPO Academy Project\)](#)

ジンバブエ

我々は、ジンバブエと以下の国および/または国際的な知財団体との協力関係を示す証拠を確認することができた。

中国国家知識産権局（CNIPA）

2018年の時点で、中国－アフリカ協力フォーラム（Forum on China-Africa Cooperation；FOCAAC）の北京サミットでは、中国およびアフリカ間の知財協力が「中国－アフリカ協力フォーラム北京活動計画（2019～2021）」（*Forum on China-Africa Cooperation Beijing Action Plan (2019-2021)*）に盛り込まれていた。同年7月、中国知識産権局の Xiao Xingwei 副局長がジンバブエを訪問し、ARIPO およびジンバブエ知的財産庁（Zimbabwe Intellectual Property Office；ZIPO）の代表と会談した。⁹¹

世界知的所有権機関（WIPO）

WIPO は 2012 年以來、ジンバブエの国家知財政策および知財戦略の策定についてジンバブエ政府に技術的な支援を提供してきた。⁹²

脚注 93 のリンク先のサイトには、WIPO がジンバブエで主催した知財セミナーおよび類似のイベントを示したリストが掲げられている。⁹³

結論

本報告書は、アフリカの国や地域の知財機関の間に存在する協力関係のレベルを検証したものである。本書では以下のような国や機関が取り上げられている。

アルジェリア、ARIPO、エジプト、ガーナ、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、OAPI、南アフリカ、タンザニア、チュニジア、ジンバブエ。さらに、アフリカ以外の多数の国や地域の当局である以下の知財庁も本書で取り上げられている。

中国（CNIPA）、欧州連合（EUIPO）、欧州特許庁（EPO）、フランス（INPI）、日本（JPO）、韓国（KIPO）、米国（USPTO）および世界知的（WIPO）

本報告書によって、有意義な協力の存在が明らかになった。こうした協力は、以下に示すような多種多様な形を取っている。

⁹¹ https://english.cnipa.gov.cn/module/download/download.jsp?i_ID=143064&colID=2076

⁹² <https://www.wipo.int/tad/en/activitydetails.jsp?id=16428>

⁹³ <https://www.wipo.int/tad/en/activitysearchresult.jsp?vcntry=ZW>

調査訪問、セミナー、政府職員向けの研修、ワークショップ、シンポジウム、資産管理指導、特許文書作成指導、バーチャル会議、代表団の派遣、技術協定、技術支援、姉妹提携プロジェクト、オンライン出願システムの構築、大学の講座の新設、知財政策文書に関する支援、特許認証協定、論文の発表、特許技術者のための資金提供手続の導入

しかし、報告書だけでは、アフリカの様々な国や機関が過去の協力関係からどれほど恩恵を受けてきたかを明確に示すことはできない。とはいえ、本報告書を読んだ読者は、その恩恵は相当に大きなものであったと推察することができるだろう。

[特許庁委託事業]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 82

[著作者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行人]

日本貿易振興機構ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2023年3月刊行

禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。